

募 集

大島総合支所宿直職員募集

■募集人員 1名

■勤務内容

電話等の対応や齋場使用予約の受付

■勤務場所

大島庁舎（周防大島町小松126・2）

■採用期間

令和2年1月16日～3月31日

■勤務日等

・1カ月あたり5日程度
・午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
（出勤曜日については相談に応じます）

■報酬等

1回につき6480円

■申し込み方法

令和2年1月6日(月)必着で履歴書を郵送または直接お届けください。

■面接日等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742・2192

周防大島町小松126・2

大島総合支所

☎0820(74)1002

周防大島町地域おこし協力隊員を募集します

周防大島をはじめとした瀬戸内海沿岸部を世界の観光地に変え、地方創生とインバウンド市場の活性化などに取り組みたいだけの方を募集します。

■業務

・周辺にあるインバウンド先進地域との連携
・訪日外国人客が好むコンテンツの企画・開発
・アクティビティサービスの企画・運営
・姉妹島であるハワイ州カウアイ島との関係を深化
・サイクリング関連事業の推進業務
・その他観光全般

■募集人数等

社会経験のある概ね25歳以上の方 1名

■勤務時間

1日7時間45分、1週38時間45分を基準とします。

■応募要件

・3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、委嘱後に周防大島町に住民票を移すことができる方

※応募の対象となる地域要件についてはお問い合わせください。

お知らせ

固定資産税（償却資産）の申告について

■申告の必要な方

商店・農業・漁業・サービス業などの事業を営んでおられる会社や個人の方

※事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

■償却資産とは

事業用の機械・器具・備品等

■申告書について

以前から申告されている方には、12月下旬に申告書を送付いたします。今回が初めてとなる方は、申告書を送付いたしますのでご連絡ください。

※課税標準の特例（船舶など）や課税免除の適用（旅館・製造業など）を受ける場合には別途書類が必要となります。ご不明な点や詳しい内容はお問い合わせください。

■注意点

・確定申告の減価償却とは別の申告となります。

・国税申告書（確定申告）等の調査により修正申告をされていた場合がありますのでご注意ください。

■申告期限

令和2年1月31日(金)

■提出先

税務課 課税第2班または各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第2班
☎0820(74)1008

■公的年金等の源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金などの「老齢年金」は、所得税法上の雑所得として課税対象になっています。そのため、「老齢基礎年金」を受給されている方には、年間の年金支払総額などを記載した「源泉徴収票」が令和2年1月下旬に送付されますので、確定申告または住民税の申告の際に提出してください。

紛失された場合は、再発行することができませんので、お問い合わせください。
なお、「障害年金」や「遺族年金」については課税の対象外（非課税）となっているため、「源泉徴収票」は送付されません。
■問い合わせ
岩国年金事務所
☎0827(24)2222